

詐害行為取消権とは

企業の倒産に関連して詐害行為取消権という言葉が聞かれますが、これはどのような権利なのでしょう。

1 詐害行為取消権の趣旨

民法は私的自治を原則としているので、債務者は自由に資産を処分・管理することができるのが原則です。

しかしながら、債務者が多額の借財を抱えその支払を遅滞していながら、債権者による資産の差押等を避けるためにその資産を無償、廉価で売却し、その代金を隠匿する等の行為に及んだ場合に債権者が何らの手段を講じることができないというのは不都合です。

そこで民法 424 条 1 項本文は「債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる」と規定し、債務者が債権者の債権回収が困難になることを知りながら資産等の処分をした場合を詐害行為とし、裁判所にその法律行為の取消を請求することができる制度、すなわち詐害行為取消の制度を設けました。

詐害行為取消権は、債権者が債務者の法律行為の取消を請求する権利であることから債権者取消権とも呼ばれます。

2 詐害行為取消権の要件

(1) 客観的要件

詐害行為取消権を行使するためには、債務者が債権者を害する法律行為をしたことが必要です。

債権者を害する法律行為というのは、その行為によって債権の最後のよりどころとなる債務者の責任財産が減少して、債権者が十分な満足を得られなくなることを意味します。

例えば、債務者の総債務額が 2000 万円であり、債務者の唯一の資産である預金

が2000万円であるという場合に、その中の500万円を贈与したとすると債務超過の状態が生じ各債権者は完全な弁済を受けることができなくなるので、この贈与は詐害行為となります。

また、債務者が時価2000万円の土地を2000万円で第三者に売却したような場合について、債務者の総財産に変動がないように思えますが、責任財産として確実性の高い不動産を消費しやすい金銭に変更することは債務者の財産の一般的担保力を薄弱にするものであるとの理由で、原則として詐害行為となると考えられています(大判昭和3年11月8日)。もっとも、債権者らに正当の弁済をする意思で売却する場合や有用な物の購入資金とされかつその物が現存する場合には、取消権行使の相手方がそのことを立証することを条件として、例外的に詐害行為の成立が否定されます(大判大正7年9月26日)。

詐害行為取消権は、ある特定の金銭債権を保全を目的とするものですから、取消権を行使するための債権は詐害行為の前に成立していることが必要です。法律行為の後に発生した債権ではその行為のためにその債権が害されたとは言えないからです。

詐害行為となるか否かの判断基準時はその行為の当時に債権者を害するだけでなく、債権者が取消権を行使するときにも債権者を害していることが必要です。詐害行為の後に債務者が資力を回復して債務全体を弁済しうる状態になった場合には、敢えて以前の行為を取り消させる必要がないからです。

詐害行為は財産権を目的とする法律行為に限られます(民法424条2項)。婚姻、養子縁組、離婚といった身分行為は取消の対象となりません。

債務者による相続放棄については、相続すれば積極財産を承継できるのに放棄した場合であっても、取消の対象とはならないとされています(最判昭和49年9月20日)。

遺産分割の協議(民法907条1項)により相続分を事実上放棄したに等しい結果を生じた場合については、遺産分割協議は共有物の分割と同様の意味を持つものとして財産権を目的とする法律行為であるので、取消の対象となるとされています(最判平成11年6月11日判決)。

離婚に伴う財産分与については原則として詐害行為にはあたりませんが、財産分与が不相当に過大であるときには、財産分与に仮託してなされた財産処分行為として不

相当に過大な部分について詐害行為として取り消される余地があります（最判昭和58年12月19日判決、最判平成12年3月9日判決）。

(2) 主観的要件

詐害行為取消権を行使するためには、詐害意思すなわちその行為により一般債権者を害することの認識が必要です。債務者が債権者を害を知っている場合でも、詐害行為によって利益を受けた者（受益者）又は転得者が詐害行為又は転得の時に債権者を害すべき事実を知らなかったときは詐害行為は成立しません（民法424条1項但書）。

取消権を行使する債権者は債務者の悪意を証明することを要し、またその証明をすれば足ります。債権者は受益者、転得者の悪意を証明する必要はなく、受益者、転得者が自らの善意を証明しなければ取消を免れることができません。

3 詐害行為取消権の行使方法

詐害行為取消権を行使するためには、裁判所に訴訟を提起して請求しなければなりません。

また、取消の範囲は、取消権を行使しようとする債権者の債権額が限度となります。詐害行為取消権は、取消債権者の救済を図る制度ですから、当該債権者の損害を救済するために必要な限度で取消を認めれば、債務者の責任財産保全の目的は達せられるからです。

もっとも、詐害行為の目的物が一棟の家屋のように不可分な物であるときは、債権額の限度で取り消し、かつ取り戻すことは不可能なので、債権額を超えても家屋全部につき詐害行為取消権を行使することができます。

4 詐害行為取消権の消滅

詐害行為取消権は債権者が取消の原因を知ったときから2年で消滅時効にかかり、また債権者が取消の原因を知らなかったとしても詐害行為のときから20年で消滅します（民法426条）。これは法律関係を長く不安定な状態におくことを避けようとするためです。

前述のとおり、詐害行為取消には訴訟を提起して請求しなければなりませんから、取消の原因を知ったときから2年以内に訴訟を提起しなければならないことに注意して下さい。

